

健発 0324 第 4 号  
令和 5 年 3 月 24 日

各 

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

### 予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 27 号)が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

#### 第一 改正の概要

ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種について、第1回目の接種時に 12 歳となる日の属する年度の初日から 15 歳に至るまでの間にある者に対して組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの注射を行う場合には、以下の方法によることを可能とすることとする。

- ・ 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを5月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法

#### 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

○厚生労働省令第二十七号  
 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正するように定める。  
 令和五年三月二十四日  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
 表を次のように改める。

		改	正	後	前
		改正後			改正前
		(傍線部分は改正部分)			
		(接種の方法)			
		<p><b>第十九条</b> ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第四号に掲げる方法については、第一回目の接種時に十二歳となる日の属する年度の初日から十五歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。</p>			
	一	組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法			組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
	二	組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法			組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
	三	組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法			組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
	四	組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを五月以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法			組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを五月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
		(新設)			

附則第二項を次のように改める。  
 2 この省令の施行前の注射であつて、この省令による改正後の予防接種実施規則（次項において「新規規則」という。）第十九条第三号又は第四号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射をこれらの規定に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射と、当該注射を受けた者をこれらの規定によるヒトパピローマウイルス感染症の注射を受けた者とみなして、同条（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定を適用する。  
 附則に次の一項を加える。  
 3 新規規則第十九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、予防接種法施行令（昭和二十三年政令百九十七号）附則第五項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項第二号に規定する者については、適用しない。

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。